

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	生活支援ハウス事業運営業務（えみな）
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
選 定 事 業 者	社会福祉法人協立いつくしみの会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>生活支援ハウスは、介護保険制度の導入後、要介護認定で「自立」「要支援」と判定され、施設を退所する方の受け皿の必要性から、整備が進められたものである。</p> <p>運営は、国庫補助の採択要件に基づき、国と協議のうえ各法人に業務委託を決定したものであり、運営する者は、介護老人保健施設等を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものとされ、生活支援ハウス運営事業実施要綱に4施設・4法人が規定されており、各法人所有の建物によって運営されている。</p> <p>現に各法人所有の建物に入所（生活）している方がいることから、受託者が変更してしまうと、利用者に、生活環境が変わる、転居が必要となるなどの不利益が生じてしまうこと、また、監査の結果から、現在運営している全ての法人が良好に運営をしていることから、現在運営している社会福祉法人協立いつくしみの会との特定随意契約とする。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年2月27日